

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	協 力 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
スリランカ	スリランカ民主主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	250,000千円 -----	H29.2.27 コロンボ で (同日)	日本側 普沼健一在スリランカ大使 スリランカ側 ラネアラ・ヘーワダ・サマシタ・サマラトウシカ財務省次官	H29.3.9 83号
スリランカ	スリランカ民主主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入	1,000,000千円 -----	H29.4.12 東京で (同日)	日本側 普沼健一在スリランカ大使 スリランカ側 ダンミカ・カンカーナート・ディサーナヤカ駐日大使	H29.4.26 157号
スリランカ	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	262,000千円 H36.12.31まで	H29.6.30 コロンボ で (同日)	日本側 普沼健一在スリランカ大使 スリランカ側 ラネアラ・ヘーワダ・サマシタ・サマラトウシカ財務・マスメディア省次官	H29.7.12 246号
スリランカ	人材育成奨学計画（三年型）のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画（三年型）を実施するために必要な役務の購入	208,000千円 H35.12.31まで	H29.6.30 コロンボ で (同日)	日本側 普沼健一在スリランカ大使 スリランカ側 ラネアラ・ヘーワダ・サマシタ・サマラトウシカ財務・マスメディア省次官	H29.7.12 247号
スリランカ	気象ドングラレーリーダーシステム整備計画を実施するための必要な生産物及び役務の購入 日本国政府とスリランカ民主主義共和国政府との間の交換公文	気象ドングラレーリーダーシステム整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	2,503,000千円 H36.12.31まで	H29.6.30 コロンボ で (同日)	日本側 普沼健一在スリランカ大使 スリランカ側 ラネアラ・ヘーワダ・サマシタ・サマラトウシカ財務・マスメディア省次官	H29.7.12 248号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。